

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第6号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 <u>学長が指名する理事 2人</u></p> <p>三 農学研究院長、工学研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、<u>連合農学研究科長、技術経営研究科長、図書館長、大学教育センター長及び産官学連携・知的財産センター長</u></p> <p>四 農学研究院、工学研究院から選出された教授各1人、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>五 <u>総括本部長</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項第2号の理事は、教育担当副学長及び学術・研究担当副学長をもって充てる。</u></p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 <u>理事4人</u></p> <p>三 農学研究院長、工学研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、図書館長、大学教育センター長及び産官学連携・知的財産センター長</p> <p>四 農学研究院、工学研究院から選出された教授各1人、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>五 <u>削除</u></p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則 (23 教規程 第14 号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。